

群馬大学生体調節研究所機械設備委員会内規

平成 16.4.1
制 定
改正 平成 17. 4.1
平成 22. 4.13

(設 置)

第1条 群馬大学生体調節研究所教授会の下に，群馬大学生体調節研究所機械設備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は，群馬大学生体調節研究所の機械設備に関する重要事項を審議する。

(組 織)

第3条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織し，所長が委嘱する。

(1) 教授会で選出された教員 1人

(2) 前号の委員の属する研究分野（附属の研究施設を含む。以下同じ。）以外の各研究分野から選出された教員 各1人

(任 期)

第4条 委員の任期は1年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第5条 委員会に委員長を置き，第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

3 委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は，委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは，委員以外の者を会議に出席させ，その意見を聞くことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は，管理運営課において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は，教授会の議を経て，所長が行う。

附 則

この内規は，平成22年4月13日から施行する。